

## 「よかボス企業」シンボルマーク使用管理規程

(目的)

第1条 この規程は、「よかボス企業」のシンボルマークの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴとの関係)

第2条 シンボルマークの使用に関しては、熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴの利用に関する規程及びくまモンイラスト・くまもとサプライズロゴ利用の手引き（以下「くまモン利用規程等」という）の趣旨を遵守することを条件に、当該使用管理規程を適用し、くまモン利用管理規程等に定める手続きは不要とする。

(シンボルマーク使用)

第3条 「よかボス企業」のシンボルマークは下記のマークとする。

- 2 シンボルマークは、熊本県が行う「よかボス企業」の周知、推進のための広報及び「よかボス企業」として登録された企業（以下「よかボス企業」という。）が行う自社の広報に限定（下記使用例参照）し、自社の製品や販促用の無償配布物に表示することはできない。
- 3 シンボルマークの使用者は、デザインを改変してはならない。
- 4 シンボルマークを表示した広報等には任意の箇所に著作権表示（©2010熊本県くまモン）又は「©2010 kumamotopref.kumamon」を必ず表示すること。

よかよか



©2010熊本県くまモン

よかよか



<シンボルマーク使用例>

- ・事務所、工場における掲示
- ・ホームページへの掲載
- ・刊行物（会社紹介パンフレット等）への掲載
- ・社員募集広告への掲載
- ・就職説明会等のブースにおける掲示
- ・社員用名刺への掲示

※上記以外への使用可否については、個別に判断する。

(使用の許可)

第4条 「よかボス企業」がシンボルマークを使用する場合は、あらかじめ熊本県の許可を受けなければならない。

2 許可を受ける場合は、別記様式第1号により使用申請を行い、熊本県は、前条の使用規程に合致すると認めた場合には、別記様式第2号を申請者へ送付し使用を許可することができる。

(マークの取扱い)

第5条 シンボルマークの使用料は無料とする。

2 県の使用許可は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してマークを使用する権利を付与するものではない。

3 シンボルマークの使用できる期間は、「よかボス企業」の設定が有効な期間中とし、有効期間の満了や登録取消がなされた場合は使用することができない。

(経費等の負担)

第6条 県は、この規程による使用許可の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第7条 県は、マークの使用を許可したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、マークの使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償すること。

(情報の公開)

第8条 県は、マークの使用許可の状況等について、広く利用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

(事務)

第9条 この規程に関する事項は、熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課が行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年11月6日から適用する。

(様式第1号)

「よかボス企業」シンボルマーク使用申請書

年 月 日	
熊本県健康福祉部 子ども・障がい福祉局 子ども未来課長 様	
申請者 所在地 事業所名 代表者名	
用 途	<input type="checkbox"/> 事務所、工場におけるの掲示 <input type="checkbox"/> ホームページへの掲載 <input type="checkbox"/> 刊行物（会社紹介パンフレット等）への掲載 <input type="checkbox"/> 社員募集広告への掲載 <input type="checkbox"/> 就職説明会等のブースにおけるの掲示 <input type="checkbox"/> 社員用名刺への掲示 <input type="checkbox"/> その他 ( )
使用内容	(時期、数量、具体的な内容、使用理由等を記載)
連絡先	担当者 : 電話番号 : FAX 番号 : E-mail :

※ シンボルマークの使用できる期間は、「よかボス企業」の設定が有効な期間中とし、有効期間の満了や登録取消がなされた場合は使用することができません。

(様式第2号)

年 月 日

様

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局  
子ども未来課長

「よかボス企業」シンボルマーク使用承諾書

年 月 日で使用申請のあった「よかボス企業」シンボルマークの  
利用について、内容を審査した結果適当と認めますので、承諾します。

「よかボス企業」シンボルマーク使用管理規程を順守のうえ御使用いただきます  
ようお願いします。

「よかボス企業」シンボルマーク使用管理規程の一部を改正する規程

第1条 「よかボス企業」シンボルマーク使用管理規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項に規定するシンボルマークに次のマーク2点を加える。



附則

この規程は、平成29年12月4日から施行する。